（身分を示す証票）

第十二条　法第十九条の二第二項（同条第四項（法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、法第二十四条第二項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第六十七条第三項に規定する身分を示す証票の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

（施行の許可に係る権利の譲渡の認可申請等）

第十三条　（略）

（他人の土地又は水面への立入り等の許可申請）

第十四条　法第二十四条第一項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事（漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年政令第二百三十九号。以下「令」という。）第二十九条第一項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあつては、市町村長）に提出しなければならない。

第十五条～第二十条　（略）

（農林水産省令で定める数量）

第二十一条　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、次の各号に掲げる漁港の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量とする。

一　次条第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる漁港施設（その機能を確保するための護岸（その敷地を含む。）及びその敷地を含む。）を運営させる漁港　年間百トン

二　次条第四号に掲げる漁港施設（その機能を確保するための護岸（その敷地を含む。）及びその敷地を含む。）を運営させる漁港　年間零トン

（農林水産省令で定める漁港施設）

第二十二条　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　漁船修理場

四　（略）

五　漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設

六　漁港管理施設（船舶保管施設及び発電施設に限る。）

七・八　（略）

（漁港管理者の認定に係る申請手続）

第二十三条　法第三十七条の二第一項の規定により漁港管理者の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第六号様式）を提出しなければならない。

一～七　（略）

２　（略）

（事業者の基準）

第二十四条　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

（身分を示す証票）

第五条　法第十九条の二第二項（同条第四項（法第十九条の三第六項において準用する場合を含む。）及び法第十九条の三第三項において準用する場合を含む。）、法第二十四条第二項（法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第四十一条第三項に規定する身分を示す証票の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

（施行の許可に係る権利の譲渡の認可申請等）

第六条　（略）

（他人の土地又は水面への立入り等の許可申請）

第六条の二　法第二十四条第一項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事（漁港漁場整備法施行令（以下「令」という。）第二十八条第一項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあつては、市町村長）に提出しなければならない。

第七条～第十一条　（略）

（農林水産省令で定める数量）

第十一条の二　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める数量は、年間百トンとする。

（新設）

（新設）

（農林水産省令で定める漁港施設）

第十一条の三　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める漁港施設は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

四　漁獲物の処理、保蔵及び加工施設

五　船舶保管施設

六・七　（略）

（漁港管理者の認定に係る申請手続）

第十一条の四　法第三十七条の二第一項の規定により漁港管理者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第六号様式）を提出しなければならない。

一～七　（略）

２　（略）

（事業者の基準）

第十一条の五　法第三十七条の二第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）